

高知くらしの護身術

248

投資商品の二次被害

断れない人 要注意

(2012年6月5日掲載原稿)

消費生活における二次被害とは、一度被害に遭った消費者が、再度被害に遭うことです。

高齢者が高額な被害に遭うことが多い投資商品などの儲け話や若者からの相談が多い資格商法などが代表的です。はっきり断ることができない方を狙って、業者は次々と契約を迫ります。

また、業者から「損を取り返してあげる」「この契約をしない限り以前の契約は終了できない」等の嘘の説明を受け、その言葉を信じて新たに契約し、大金を失うことが多いのも特徴です。資格商法の教材をクレジット契約した場合は、クーリングオフする、クレジット会社に支払停止の抗弁書を提出するなど、被害が少なくて済むことがあります。

しかし、未公開株や社債、企業への出資などの儲け話は大金を業者の口座に直接振り込んだり、現金書留で送金させたりするので、大事な虎の子を瞬時に失ってしまうことがあります。一度払ってしまったお金を取り戻すことは極めて困難です。一度騙された人を再度騙すほうが確率がよいと業者は考えていると思われます。

二次被害を防ぐためには、「二度と騙されないぞ」と強い意志を持ってください。自分で判断できない時は、信頼できる人物や家族に相談しましょう。トラブルに遭ったらすぐに当センターか市町村の相談窓口、警察などの機関に相談してください。

人生経験の少ない若者や「平気で人を騙すような人間はいないだろう」と考えてしまう高齢者に多くの被害が出ています。契約する前に冷静に判断してください。